

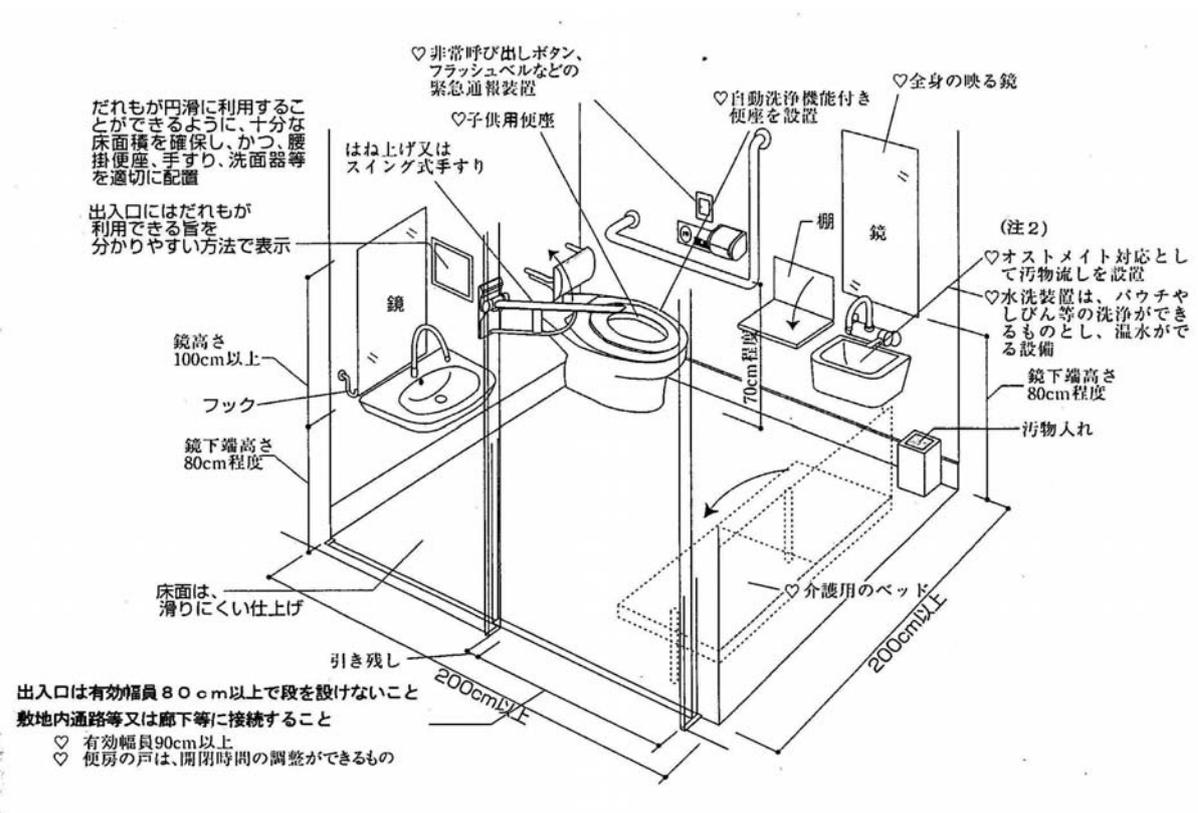
「みんなのトイレ」とは？

「神奈川県福祉の街づくり条例」の新しい整備基準（平成14年4月1日施行）では、ユニバーサルデザイン（注1）の考え方を取り入れ、障害者、高齢者はもとより、だれもが円滑に利用しやすいトイレとして、新たに「みんなのトイレ」を定め、整備をお願いしております。

「みんなのトイレ」では、下記の整備例のように、手すり、洗面器、鏡などを適切に配置するほか、異性による介助の場合にも配慮し、男女共用としています。

● 「みんなのトイレ」の整備例

- ・ゴシック表示は整備が義務づけられている項目
- ・ハート印は整備することが望ましい項目



（注1）ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

（注2）オストメイト：大腸がんや膀胱がんの治療のため、手術で腹部にストーマ（排泄口）をつくった患者さん（人工肛門・人工膀胱保有者）のことを言います。排泄物を受け止めるための袋（パウチ）の処理等のため、トイレに洗浄装置や汚物流しを必要とします。